**第３回大阪府環境審議会エコタウン事業推進部会**

**日時：令和５年11月30日（木）**

**10時～11時30分**

**場所：ウェブ会議システムによる**

**オンライン開催**

○事務局（山本）　定刻になりましたので、ただいまから、「第３回大阪府環境審議会　エコタウン事業推進部会」を開催させていただきます。

　本日はオンラインでの開催とさせていただいております。

　委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

　本日、議事に入るまで進行を務めさせていただきます、循環型社会推進室　資源循環課の山本でございます。よろしくお願いいたします。

　本日の部会資料を確認させていただきます。事前にメールにて送付させていただいておりますが届いておりますでしょうか。

　まず、「次第」で資料を確認させていただきます。

　まず、資料１としまして、前回の部会における委員の主な意見

　資料２が２つありまして、資料２－１は、「今後のエコタウン事業の方向性について（部会報告案）、同じく資料２－２が、「今後のエコタウン事業方向性についての部会報告（案）の概要でございます。

　以下、参考資料１、参考資料２は、１回目、２回目と同様でございます。

　本日は、委員５名全員ご出席をいただいており、運営要領第３（２）に定める２分の１以上の委員の出席者数を満たすため、本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

　また、本部会は、第１回部会での決定に従い、大阪府情報公開条例第33条の規定に基づきまして公開とさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

　傍聴につきましては、咲洲庁舎４１階　共用会議室８にて受付け、現在、１名の方が傍聴されています。また、報道機関の方１名お見えです。

　本日のオンライン開催に当たりまして、委員の皆様にお願いがございます。審議中は、ビデオはオンにし、音響トラブルを避けるため、発言される際を除いてマイクはミュートにしていただきますようお願いいたします。ご発言される場合は、挙手ボタンを押していただき、部会長から指名後、マイクミュートを解除してご発言ください。発言が終わりましたら、マイクはミュートにしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

　それでは、議事に移りたいと思います。阪部会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○阪部会長　皆さん、こんにちは。

　本日は御多忙のところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

　ただ今から、第３回大阪府環境審議会エコタウン事業推進部会を始めさせていただきたいと思います。

　本日は、「今後のエコタウン事業の方向性」をまとめるため、これまでの審議を踏まえ、事務局がまとめた報告書案に対して、御意見をいただき、よりよいものにできればと思っております。

　皆様の御協力よろしくお願い申し上げます。

　それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

　まず、議題（１）前回の議論について、事務局からご説明をお願いできますでしょうか。

○事務局（伊藤）　おはようございます。資源循環課の伊藤です。よろしくお願いします。

　資料１について、資料１の前回の「エコタウン事業の推進部会における委員の主な意見」について説明いたします。

　第２回部会で、各委員からいただきましたご意見について、事務局の対応方針（案）をこちらにまとめましたので、改めてご説明いたします。

　いただいたご意見を成果指標、名称変更、めざすべき姿等、３つの項目ごとにまとめました。

　成果指標、いわゆる目標のところなのですが、前回、事務局として第１回の議論を踏まえ、目標をご提案したところ、様々なご意見をいただきました。

　まず、分母のマクロ活動の目標と、分子の限定されたエリア（エコタウン）での活動を比較して評価するのは限界があるというご意見、さらに３つ下なのですが、土砂と服では比重が全く異なり貢献度の指標が重量ベースでいいのかが疑問というご意見をいただき、事務局として、抜本的に目的指標について見直しを行うこととしました。見直しにあたっては、総量で評価するというのも１案というご意見もいただきました。

　例えば品目ごとにおける再生利用量の経年変化や府内全体の再生利用量との割合など、事業を特徴づける指標の観点が必要であるというご意見。

　また、カーボンニュートラル・CO2削減のための新しい取組の評価も必要というご意見を参考にしまして、矢印右側の青い囲いのように事務局して案を考えました。

　まず、プランの目標につきましては、定性的なものとし、達成状況を評価するための成果指標は設定しないということ、そして、誘致する事業者の廃棄物や事業内容は様々であることから、事業者が自ら設定する自主管理目標の達成状況を管理し、事業の継続・発展を図るということ、さらに事業者から管理指標、再生利用量、売上を報告いただき、エコタウンとしての特徴を把握したいということを考えました。

　具体的な内容につきましては、後程、議題２の部会報告（案）でご説明いたします。

　次に名称変更についてです。

　こちらもご意見たくさんいただいておりましたが、共通のご意見として、本事業のメインはリサイクルであるということから、「サーキュラー」という言葉が良いのではないかというご意見を踏まえて、事務局として「サーキュラー」と組み合わせる言葉を検討した結果、右側の青四角ですが、「サーキュラーフィールドOSAKA」という新しい名称をご提案したいと思っております。「フィールド」という言葉には、野原や野外という意味がありますが、「gas field」のように別の単語とつながると、そのような資源を得ることができる場所ということになります。

　まさにこの堺第７－３区が循環資源を算出する活動フィールドとなり、前向きな意思を持った主体が集合して活動し、新たな成果が産まれることをイメージさせるのに打って付けの名称ではないかと考えております。

　あと、安易ではあるのですが、大阪という言葉にあるように、OSAKAを付けております。

　次に、１番下の「めざすべき姿等」についてです。前回の会議の際にも検討するとご回答させていただいたところですが、今回、いずれも部会報告会に反映させていただいております。

　１点目は、「リサイクルに係る新技術等の研究開発・実証のための施設」は、サーキュラーエコノミーの実現に向けて、製品やプロセスの設計、関連するR&D施設まで広げてはどうか。制約条件がある中で、原料調達の協力体制など、活動に対してのソフトな支援が可能な仕組みづくりがあってもよいのではというご意見。

　最後に、使用済みの蓄電池も対象に追加してはどうか。EVから出る蓄電池のリサイクルや希少金属の抽出は、世界的に技術開発競争が起こっており、当該施設が立地してくれると、注目度が上がるのではないかというご意見。

　２つ目の白丸の使用済みの蓄電池につきましては、調査を実施しましたので、次のページでご紹介をいたします。

　使用済み蓄電池に関して国の計画等の内容をご紹介いたします。

　第４次循環計画においては、リチウムイオン電池等の新製品、新素材のリサイクルシステムなどの構築を推進するとされております。また、経済産業省の蓄電池産業戦略においては「２０３０年までの国内リサイクルシステムの確立をめざす」という記述があります。

　次に、車載用バッテリーのリサイクルの現状になりますが、右下図のとおり、自動車メーカー等が「リチウムイオンバッテリー共同回収システム」を構築・運用し、全国１２か所の電池リサイクル施設を指定し、自動車解体業者等からバッテリーを回収して適切にリサイクルをしているということです。

　また、左下図は車載用バッテリーの流通実態を表しておりますが、リユースの割合は、海外・国内合わせて２０足す３１で約５１％、資源として海外に５％が出荷され、１番下ですが、国内での処理が４０％となっております。

　実際に、蓄電池のリサイクルをしている大阪市西淀川区の日本リサイクルセンター株式会社にヒアリングを実施しましたので、その内容をご説明いたします。

　日本リサイクルセンターは、先ほど申し上げました「リチウムイオンバッテリー共同回収システム」の１２か所の電池リサイクル施設の一つの施設であり、また、広域認定制度を活用して小型充電式電池を回収している一般社団法人JBRCの電池も処理をしております。

　事業内容としては、使用済みとなったニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池（LIB）、産業用アルカリ蓄電池や、これらの製造工程スクラップを幅広く回収し、それらに多く含まれるニッケルをはじめとしたレアメタルのリサイクルを実施しております。詳しくは処理フロー図を参考にご説明いたします。

　基本的には、手選別で再資源化を行い、プラスチックの外装を破砕し、その後熱処理を行なって、金属を再生、金属原料として売却等がされております。

　リチウムイオン電池においては、レアメタルを濃縮して、右の方の黒い粉ですが、ここに示されるブラックマスの状態にまで加工しているということです。

　次に、EVバッテリーに関してリサイクルにかかる課題等をお聞きしましたので、ご説明いたします。

　まず、基本的にEVのバッテリーはリチウムイオン電池、ハイブリットのバッテリーはニッケル水素電池です。EVバッテリーは、基本リサイクルされているということでして、その理由は、EV用のリチウムイオン電池はまだ使用済み品の流通量が少なく、リユース品としての性能担保や実績がないためということです。

　HVバッテリーはリユースの割合が高いということです。

　カーボンニュートラルに向け、EVを含む車載用バッテリーのリサイクル需要の増加は見込まれるため、施設用地の需要も一定あると思われるということです。

　最後に、リチウムイオン電池のリサイクルでは、リチウムイオン電池に含有するレアメタルを濃縮してブラックマスの状態にまで加工するが、国内ではブラックマス再利用の商流がまだ未整備なことから、海外の業者に売却している。業界としても、国内の資源循環について検討を始めているということです。

　以上により、一番下になりますが、まとめとしまして、使用済み蓄電池のリサイクル事業拡大の余地あり。海外流出しているブラックマスからのレアメタル回収が期待されるとしております。

　以上で資料１の説明を終わります。

○阪部会長　ご説明いただきありがとうございました。ただ今、事務局から前回部会の意見に対する事務局の見解、それにかかる補足説明がありました。これらについて、何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。貫上先生、お願いいたします。

○貫上委員　ご説明ありがとうございます。事前にご説明もいただいていたにもかかわらず、少し気になったところがありまして、２枚目のスライド、一番上の成果指標のところ、いろいろな意見に対する、右の青い色のところの話なのですが、まだ頭の中で整理できていないのですが、プラン目標では、達成状況を評価するとも成果指標を設定しない、ただし、管理指標というのは、定量的な再生量等の報告を求めるという話になっております。そうすると、私の頭の中では理解できていないのですが、進捗状況を見たら、管理というのはどの指標でどのように判断をするのかということと、プラン目標に、定性的なものとするとありますが、定量的なものを入れないという話との関係が、私、頭の中で整理できていないのですが、これはどのような形で、後程資料２の方で説明いただけるのかも知れませんが、そこでも結構ですが、ここのところがよく分からないです。

○事務局（山本）　まず、プランの目標としましては、めざすべき姿に合致したいろいろなリサイクル施設、関連施設、いろいろな機能・役割を持った施設を誘致して、誘致した各事業が継続して事業を実施して、成果を挙げることによって、プランの目標達成に資するものだというのが考え方でございまして、そのようなことでいきますと、プラン自体の目標は、そのような定性的なものになるということでございます。この目標を達成するために進行管理が大事だということで、今時点、公募は今後行ないますので、公募して選定した事業は、多分、いろいろ取り扱う廃棄物も事業内容もリサイクル事業も様々だということで、それについては、各事業者から事業管理の目標みたいなものをお示しいただいて、それを活用して、事業者の定期的な報告、私どもによる把握を通じて、進行管理をやっていくと、その中では当然ものによっては定量的な指標も、事業の特性に応じて出てくるという形で考えております。

○貫上委員　すみません。事前にいただいた資料２－２というもの、パワーポイント一枚もので用意いただいておりますが、そちらを出せますか。これの一番右下のところに「進行管理」というものがあって、ここで表で項目を並べられていますが、これはほとんど定量的な指標となってくるということになりますので、そうすると、これを活用して、一番右の上の方にありますが、目標の達成について評価するということですね。

○事務局（山本）　はい、そうです。

○貫上委員　そうすると、定量的な項目も入ってくるという認識でいいのではないですか。違和感があるのですが。

○事務局（山本）　言い方では、目標自体は、資料記載していますとおり定性的なもので、数字的なもの、定量的な指標はないのですが、目標的達成のために進行管理をする中で定量的な指標、定量的な成果も使って、目標の達成状況を把握していくということでございます。

○貫上委員　すみません。ここ委員会の中ではありますが、２行になっている目標ということであれば、例えばサーキュラーエコノミーとか、カーボンニュートラルのところにも少しでもそのような事業者が入ってくれば目標達成したと、定性的な指標であれば、少しでもそのような事業者が入ってくれたら、目標達成したということになるのでしょうか。定性的な指標に対する目標に対して、達成した、しないという話は、どのような形で評価するのですか。

○事務局（山本）　日々、進行管理をやっていく中で、資源循環とか、カーボンニュートラルですとか、経済効果については、先ほど委員ご発言のとおり、進行管理の中で数字的なものが出てきますので、そのような数字的なもので出てくる進行管理の中で数字的なものを使って前進したと、リサイクルに前進したと、サーキュラーエコノミー、カーボンニュートラル。

○貫上委員　それも含めて、プラン目標というか、達成度の評価を目標について評価をしていくということですね。

○事務局（山本）　そうです。

○貫上委員　「プラン目標は定性的なものとし」となっていますが、その２行の文章は定性的なのですが、実際に評価するのは定量的な指標で、その経年変化をみて判断をするという認識でよろしいですね。

○事務局（山本）　おっしゃるとおりです。定性的な進行管理は数字を使ってやってまいります。

○阪部会長　貫上先生、ありがとうございます。今のところは重要だと思いますので、一言この概要のところに追加していただく前に、本文のところも、目標のワンパラグラフの後に進行管理については定量的なものでという内容があると、しっかり管理もされるのだというのが見る側にも分かっていいかと思います。定性的なものだけだと、このプラン自体がしっかりされるのかどうかと感じられる方がいらっしゃるかも知れませんのでそのようなことを含めていただくといいのかと思った次第です。いかがでしょうか。

○　事務局（山本）　おっしゃるとおり、資料の中では目標の部分と進行管理と離れて書いてありますので、全体的な動かし方というようなものが見えにくくなっているかと思います。目標の文章ですが、例えば２行目の最初の方で「事業の継続・発展を通じた」と書いておりますが、ここらあたりの前か後ろに、「進行管理の中で定量的に把握していく」とか、そのようなフレーズを入れることなど検討させていただいて、先ほどの概要資料も含めて、より分かりやすい形で文言を検討させていただきます。後程委員の皆様にご相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○貫上委員　ありがとうございます。了解いたしました。

○阪部会長　ありがとうございます。ほか委員の方から、ご意見・ご質問などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

　それでは、引き続き、また、後でございましたら、後ほどの部分でのところでもおっしゃっていただければと思います。

　それでは、次の議題に移らせていただきます。

　議題（２）今後のエコタウン事業の方向性について、きょうはこちらがメインになります。事務局からご説明お願いいたします。

○事務局（田中）　資源循環課　施設整備グループ田中です。着座にて説明させていただきます。

　それでは、資料2－1をご覧いただけますでしょうか。

　本資料は、７月１１日に、大阪府より環境審議会に対して諮問した「今後のエコタウン事業の方向性にかかる部会報告（案）」となります。こちらの部会報告（案）をまとめて１２月の大阪府環境審議会の本審において、阪部会長から報告の上、答申をいただく予定です。環境審議会の当日は、資料２－１ではなく、資料２－２の概要版で報告いただく予定ですが、本日は、部会報告（案）をまとめるということで、資料２－１の全体を皆様にご説明させていただこうと思っております。

　基本的には、これまでの部会で説明した資料を取りまとめており、枚数が多いため、既に部会で説明した内容については、重要な内容や改めてお伝えすべき内容除き、詳細な説明は割愛させていただきます。新たに盛り込んだ情報や変更点などメインでご説明いたします。ただ、折角ですので、何か細かいところも含めてお気づきの点があれば、後程ご意見いただければと思います。

　それでは、まず目次をご覧ください。

　前回部会でお示しした骨子（案）から一部構成を変更しております。

　まず、２の「これまでの取組み状況」ですが、最初に「（１）背景」というのがあったのですが、こちらは「国の動き」に、「（２）各事業の経過及び実績」というのがあったのですが、「大阪府の動き」、「（３）得られた効果」というのを「現行エコタウン」に修正しております。

　次に、３の「堺第７－３区について」ですが、「（２）経過」と「（３）土地利用状況」、「（６）未利用地の有効活用」を追加しております。

　４の「環境・リサイクル産業を取り巻く現状」については、「（１）廃棄物・リサイクル問題に係る国内外の潮流」を追加し、「（２）の全国・府内の状況」を「廃棄物の状況」に変更、「（４）業界の動向」を追加しております。

　５の「２０５０年に向けたエコタウン事業の展開」ですが、「（２）目的・目標及び成果指標」であったものを「目標」に、「（３）整備が望ましいリサイクル施設」を、「整備が望ましい施設や機能等」に修正し、「（４）立地後の進行管理」を追加しております。

　６地域活動は、「（１）共生の森活動」を「共生の森との連携」に修正し、「（３）その他」を追加しております。参考資料は、部会の審議経過、部会の委員名簿、諮問分を追加しております。

それでは、４ページをご覧ください。

　１ 基本的事項の「（１）策定趣旨」についてです。

　部会報告の骨子（案）に示した概要の文章から具体的な内容を括弧に修正しております。特にサーキュラーエコノミーに係る視点を追加しております。ここは重要なところですので、読み上げたいと思います。

　「大阪府は、大量に発生する廃棄物、全国に比べ低いリサイクル率、新たな廃棄物処理施設の立地困難等の課題解決を図るため、２００２年にリサイクル技術の公募を行い、外部識者等で構成する検討委員会で評価・選定の上、府有地である堺第７－３区産業廃棄物最終処分場跡地へのリサイクル施設の立地を進めてきた。

　２００５年７月には、府域における廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進するにあたっての具体的な方針として、「大阪府エコタウンプランを策定し、国の承認を受けたエコタウン事業として支援を行ってきた。プラン策定から１８年が経過し、各種リサイクル法の定着とともに、廃棄物発生量は減少、リサイクル率は向上し、エコタウン事業も一定の成果を出している。一方、気候変動や海洋プラスチックごみ問題など、地球規模の環境問題が深刻化する中、持続可能な社会の構築をめざし、政府の２０５０年カーボンニュートラル宣言（２０２０年１０月２６日）、府知事の２０５０年カーボンニュートラル表明（２０１９年１０月７日）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）の施行（２０２０年４月１日）など、環境課題や環境関連産業を取り巻く状況に変化が生じている。

　また、世界的な資源需要と地政学的なリスクの高まりから、資源の効率的・循環的な利用と付加価値の最大化を図る、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が喫緊の課題となってきている。

　国内有数の大都市かつ一大消費地である府域においては、多量発生する廃棄物を循環資源として確保できるという強みがあり、エコタウン事業を展開する府有地である堺第７－３区を活用した、新たなエコタウン事業の展開により、これらの状況の変化や課題解決に貢献していくことが適当である。

　本審議会は、令和５年（２０２３年）７月に府から、「今後のエコタウン事業の方向性」について諮問を受け、エコタウン事業推進部会において専門的な見地から慎重に審議を行ってきた。

　本報告は、本部会で審議した結果を取りまとめている」。

　以上です。

　次に、（２）プランの位置付けについてです。

　まずはじめに、「１）現行プラン策定の経緯」を示しております。

　次に、「２）関係計画」を示しており、関係する計画は、府の環境総合計画・循環基本計画・温暖化実行計画としております。

　次に「３）まとめ」として、今回、新たにエコタウン事業を推進するため、府循環計画や府温暖化計画のめざすべき将来像の実現に寄与し、各種関係法令等とも整合性を保つとともに、これまでの経緯等を踏まえ、「大阪エコエリア構想」及び「京阪神圏におけるゴミゼロ型都市への再構築に向けて」の理念や考え方を継承したプランに改定することが適当である。

　図１‐１各種計画との関係性を図示しております。

　次のページお願いいたします。

「（３）プランの期間」についてです。

　本プランの期間は、２０２４年（令和６年）から２０２５年（令和７年）を始期とするエコタウン事業者との事業用定期借地権設定契約期間が、２０年間（予定）であること、また府循環計画の「２０５０年にめざすべき循環型社会の将来像」や府温暖化計画の「２０５０年二酸化炭素排出量実質ゼロへ」を踏まえ、２０４５年度（令和２７年度）まで（概ね２０年間）とすることが適当であるとしております。

　「（４）プランの対象エリア」についてです。

　本プランは、２０１８年８月の国のエコタウン事業の総括以降、国の関与はなくなり、プラン策定自治体において見直し等が可能となっている。

　また、今後のエコタウン施設は、堺第７－３区のエコタウン（府有地）と寝屋川市に立地しており、今後の施設立地は、堺第７－３区のみの想定であることから、対象エリアは、堺第７－３区のエコタウン（府有地）に限定することが適当である。

ただし、当初より本プランに位置付けられていた寝屋川市内のDINS関西（株）Ｒ＆Ｅ事業所における事業については、分業化しエコタウンに立地している（株）プラファクトリーと連携した一連の事業として、引き続きプランに位置付けることが適当であるとしております。

　次のページをご覧ください。

　「（１）国の動き」や「（２）大阪府の動き」については、基本的にこれまで部会で説明した内容をお示ししております。

　次のページをご覧ください。

　「（３）現行エコタウン」の「１）現状」についても同様でこれまで部会で説明した内容をお示ししております。

　次のページをご覧ください。

　「２）各事業の経過及び実績」についても同様です。ただ、事業実績に係るグラフについては、統一性を保つため、全事業者のデータが揃わなかった売上については削除しております。

　それでは、１３ページをご覧ください。

　「３）効果」についてです。こちらもこれまで部会で説明した内容をお示ししております。なお、施設整備費については、第１回部会では、一部事業を除く額を示しておりましたが、設計段階の金額も含めて、全体の額として修正をしております。

　次のページをご覧ください。

　「（４）評価及び課題」については、第１回部会でお示しした内容から若干修正しております。

　次に、１５ページ、１６ページですが、こちらはこれまで部会でお示しした内容から基本的に変更はありません。

　１７ページをご覧ください。

　「（６）未利用地の有効活用」についてですが、当初想定している公募用地は未利用地①、②ですが、未利用地③、④のように広大な空き地が７－３区には存在していることから、エコタウン用地としての活用など、有効に活用していくことが適当であるとしております。

　それでは、次のページをご覧ください。

　「４　環境・リサイクル産業を取り巻く現状」についてです。

　「（１）廃棄物・リサイクル問題に係る国内外の潮流」についてです。この項目は前提として地球規模及び世界の動きも捉える必要があると思い、新たに追加をしております。

　重要な背景ですので、読み上げたいと思います。

　「大量生産・大量消費のライフスタイルは、廃棄物発生量の増加や天然資源の枯渇といった問題のみならず、気候変動や生物多様性の損失、プラスチックによる海洋汚染など地球規模の様々な環境課題とも関連している。

　これらの課題等に対応するため、２０１５年９月の国連サミットでの「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」の全会一致での採択、２０１９年６月のＧ２０大阪サミットでの「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有、２０２１年の国連気候変動枠組条約第２６回締約国会議（ＣＯＰ２６）でのパリ協定の1.5℃目標達成の明確化など、世界的な取組が進められている。

　さらに、資源・エネルギーや食糧需要の増大や廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行をめざすことが世界の潮流となっている。

サーキュラーエコノミーは、ＥＵが2015年に採択した「ＥＵ新循環経済政策パッケージ」で提唱された概念で、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すものである。なお、現在も循環経済の定義については、ISOの専門委員会といった国際的な場で議論されているところである。

　令和５年４月に札幌で開催されたＧ７気候・エネルギー・環境大臣会合では、「循環経済及び資源効率性原則（CEREP）」が採択され、民間企業の循環経済及び資源効率性に関する行動指針が策定された。

　一方、国内においては、2018年６月の第四次循環型社会形成推進基本計画の閣議決定、２０２０年１０月の政府による「２０５０年カーボンニュートラル宣言」、２０２１年６月のプラスチック資源循環法の制定、２０２２年９月には循環経済工程表が策定されており、府においても、２０１９年１０月に知事が「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明し、２０２１年３月には、循環型社会の実現に向け、府民・事業者・行政のあらゆる主体が連携・協働し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）及び適正処理の取組を推進するため「大阪府循環型社会推進計画」を策定するなど、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーへの移行をめざす取組が進められている。」と、このような形で記載しております。

　なお、後ほど紹介しますが、国内、府内の具体的な施策は２６ページの（３）に記しております。

　それでは、次のページをご覧ください。

　「（２）廃棄物の状況」です。

　基本的にこれまでの部会で紹介したデータを取りまとめておりますが、こちらは改めて簡単にご説明したいと思います。

　まず、一般廃棄物についてです。

　図４－１では、府内の廃棄物の発生量ですが、減少しているものの、全国と比べて１人１日当たりの排出量は、全国地よりも高い状況であること。

　図４－２をご覧ください。

　再生利用率は、上昇傾向にあるものの、常に全国地よりも低い状況であること。

　図の４－３をご覧ください。

　最終処分量は減少傾向であるものの、１人１日当たりの最終処分量は全国値よりも常に高い状況が続いていることが分ります。

　次のページをご覧ください。

　図４－４、４－５では、一般廃棄物の生活系可燃ごみ、事業系可燃ごみの組成は、いずれもプラスチックや資源可能な紙類、食品ロスなどが多く含まれていることが分ります。

　次に、産業廃棄物についてです。

　図４―６をご覧ください。

　排出量及び再生利用量等は、いずれも減少傾向にあり、最終処分量は大幅に減少していることが分ります。

　図４－７をご覧ください。

　他の廃棄物と比較して、廃プラスチックや混合廃棄物は最終処分率が高いことが分ります。

　図の４－８をご覧ください。

　排出量が業種別では、電気・水道業、種類別では汚泥の排出量が最も多いことが分ります。

　図４－９をご覧ください。

　再生利用量が業種別では建設業が、種類別ではがれき類が最も多いことがわかります。

　図４－１０をご覧ください。

　地域別の委託中間処理量についてです。

　多くが府内で処理されていることが分ります。

　次のページをご覧ください。以降は、個別の廃棄物ごとの状況になります。

　まず、廃プラスチックについてです。

　図４－１１では、家庭から排出されるペットボトルや容器包装の分別収集実績は増加傾向となっていることが分ります。

　図４－１２をご覧ください。

　プラスチックはまだ３割程度しかリサイクルされていないことが分ります。

　次のページをご覧ください。

　次は太陽光パネルについてです。

　図４－１３では、使用済み太陽光パネルが、２０３０年代後半以降、年間５０から８０万トン排出される想定であることが分かります。

次に、建設廃棄物についてです。

　図４－１４では、大阪府内の建設業における混合廃棄物の再生利用率は、他と比較して低いことが分かります。

　次に、食品廃棄物についてです。

　図４－１５では、国内の数値ですが、食品製造業は、令和６年度目標をすでに達成している一方で、外食産業は、目標以下であり、リサイクル率が低いことが分かります。また、日本フードサービス協会調査では、食品リサイクルが進んでいない理由として、処理費が増加することが理由の一つとして挙げられています。

　２４ページをご覧ください。

　次に、廃棄物についてです。

　図４－１６では、大量生産・大量消費が拡大しており、大量廃棄への流れが懸念されるとともに、現状として６６％が処分・埋立されていることが分ります。

　次のページをご覧ください。

　希少金属を含有する廃棄物についてです。

　図４－１７では、小型家電の回収量ですが、国の目標は達成しておらず、また、近年横ばいとなっております。

　図４－１８では、近年、貴金属の回収量が減少していることが分かります。

　図４－１９では、使用済み蓄電池の流通実態を表わしておりますが、約半分が再利用されていることが分ります。

　次のページをご覧ください。

　「（３）国、大阪府内の施策」についてです。

　前回、部会でもお示ししておりますが、国の施策として経済産業省の２０２０年５月策定の「循環経済ビジョン２０２０」と２０２０年３月策定の「成長志向型の資源自律経済戦略」を追加しております。

　　表４－１ですが、大阪府のところでは、堺第７-３区埋立事業開始（１９７４）や一次処分地廃止（２００４）などを追加しております。

　次のページをご覧ください。

　図４－２０では、循環型社会を形成するための法体系を示しております。

　図４－２１をご覧ください。

　こちらは第四次循環型社会形成推進基本計画における国の取組みを示しております。

　次のページをご覧ください。

　こちら図４－２２では、２０３０年度までの国の施策に係る素材ごと、製品ごとなどの方向性を示しております。

　こちらにはプラスチックや食品廃棄物、レアメタル、小型家電、太陽光発電設備、EVバッテリー、ファッションなどが特記されております。

　次のページをご覧ください。

　プラスチック資源循環法についてです。

　プラスチック資源循環法は、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までにわたるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置を講ずるものとなっております。

　特に、市町村におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に係る努力義務が課されたことによって、それに対応するリサイクル施設の整備が求められております。

　次に、府の循環計画についてです。

　２０５０年にめざすべき循環型社会の将来像を示しております。

　「大阪から世界へ、現在から未来へ、府民がつくる暮らしやすい資源循環型社会」を掲げ、具体的な内容を説明いたします。

　世界中の人々が知恵を出し合い、これからの世界を共創していく場となる２０５０年大阪・関西万博を経て、２０３０年に達成されるSDGsの価値観が大阪から世界に広がり、人を救い、地球を守る取組が社会全体に浸透している。

　資源循環分野においては、２０３０年までに3Rの取組が一層進み、生じた廃棄物は、ほぼ全量が再生資源やエネルギーとして使用され、製品として購入されることによって循環し、最終処分量も必要最小限となっている。

　さらに、２０５０年には、環境、社会、企業統治の観点から企業投資を行う「ESG投資」が一層進み、拡大しつつある車や家等のシェアリングサービスが社会に浸透し、サーキュラーエコノミーに移行して、できるだけ少ない資源で最低限必要な物が生産され、全ての府民が持続可能なライフスタイルを実践している。

　また、プラスチックごみは、リデュース、リユース又はリサイクル、それが技術的・経済的な観点等から難しい場合には熱回収も含め100%有効利用し、海に流出しないよう適切に管理され、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が達成されているとされています。

　次に、府の温暖化対策実行計画についてです。

「２０５０年のめざすべき将来像」として、２０５０年二酸化炭素排出量実質ゼロへ、大阪から世界へ、現在から未来へ　府民がつくる暮らしやすい持続可能な脱炭素社会とし、本計画では、資源循環の促進における取組として、使い捨てプラスチックごみの排出抑制及び分別・リサイクルなど3R等の推進をあげています。

　次に、国の廃棄物処理基本方針、・廃棄物処理施設整備計画についてです。

　最近、改定、又は新たに策定されているのですが、どちらも２０５０年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進などの視点を追加しております。

　次のページをご覧ください。

　資源循環の促進による脱炭素への貢献についてです。

　図４－２４のとおり、廃棄物分野のカーボンニュートラルの貢献が期待できることが分ります。

　「（４）業界の動向」についてです。

　これまで部会でご紹介させていただいているので、今日は割愛させていただきます。

　それでは、次のページをご覧ください。

　こちら本題です。２０５０年に向けたエコタウン事の業展開についてです。

　「（１）めざすべき姿」についてですが、府循環計画に掲げている「２０５０年にめざすべき循環型社会の将来像」、府温暖化計画に掲げている「２０５０年のめざすべき将来像」等を踏まえ、本事業における２０５０年にめざすべき姿は次のとおりとすることが適当であるとしております。

　サーキュラーエコノミーの実現に寄与し、将来の環境課題解決に貢献する質の高いリサイクル産業・施設が集積、発展している。

　新技術等の研究開発・実証の場として新たな環境課題の解決に貢献している。

　府域内外において資源循環に係るサプライチェーンの構築に貢献している。

　近隣の動脈産業や集積する施設間と連携がなされている。

　廃棄物分野のカーボンニュートラルに貢献している。

　これらをまとめて、府循環計画のめざすべき将来像の実現及びカーボンニュートラルに貢献する「サーキュラーフィールドOSAKA」としております。

　次に、「（２）目標」です。

　全体に検討の経過を示しております。

　後段で堺第７－３区における未利用地を最大限に活用し、後述する「整備が望ましいリサイクル施設」などを実施する事業者を選定の上、サーキュラーフィールドOSAKAに誘致し、事業の継続・発展を通じた、サーキュラーエコノミー及びカーボンニュートラルへの貢献を目標とすることが適当であるとしております。

　次に、「（３）整備が望ましい施設や機能等」についてです。

　ここが本部会報告案の一番重要な箇所でございます。

　まず、エコタウンプランでは、先導的に整備すべきリサイクル施設という項目でございましたが、今回、その項目を整備が望ましい施設や機能などにしております。

　構成ですが、１）リサイクル施設と、２）関連施設、３）機能や役割、４）要件としております。

　「１）リサイクル施設」ですが、これまでの部会でもお示ししておりますが、①処理困難な廃棄物の適正処理・リサイクル施設

　②建設廃棄物（特に建設混合廃棄物）など「最終処分される量及び比率が高い廃棄物」のリサイクル施設

　③ 容器包装、食品、希少金属を含有する廃棄物など「資源として有用性があり更に有効利用を進めるべき廃棄物」のリサイクル施設

　④ 使用済み太陽光パネルや廃棄衣類など、リユース需要が高く、また今後リサイクル技術の進展が期待される廃棄物のリサイクル施設

　⑤ プラスチック資源循環法施行に伴い、今後リサイクル需要が大幅に増加する製品プラスチックなどの廃棄物のリサイクル施設

　　⑥ その他、部会審議において「整備が望ましいリサイクル施設」として認めた施設

この６つのリサイクル施設とすることが適当であるとしております。

　次のページをご覧ください。

施設等の選定に際しての考え方や具体的な内容をお示ししております。

　次に、「２）関連施設」についてご覧ください。

　めざすべき姿を踏まえ、整備が望ましい施設には、次の関連施設を含めることが適当であるとしております。

　１つが、リサイクル前後の工程に係る施設（保管・中継・選別（リユース目的含む。）、製造施設）

　２つ目が、サーキュラーエコノミーの実現に向けた新技術等の研究開発・実証のための施設（製品やプロセスの設計、関連するR&D施設も含む）でございます。

　次のページをご覧ください。

　「３）機能や役割」についてですが、整備が望ましい施設に求められる機能や役割は次のとおりとすることが適当であるとしております。

　１つ目がカーボンニュートラルへの貢献、２つ目が近隣の動脈産業や集積する施設間と連携についてです。

　リサイクル施設に求められるカーボンニュートラル機能として、処理工程及び施設自体の省エネ・脱炭素化のほか、処理対象物、リサイクル製品によるサプライチェーンでのカーボンニュートラルへの貢献、社会全体の脱炭素化サイクルの一部を担うことなどが挙げられ、それぞれ次のような取組が考えられるとしております。

　処理工程、施設及び処理対象物については、いわゆるScope1及び２での削減、リサイクル製品は、それを使用する事業者のCO2削減につながるということで、いわゆるScope３での削減に寄与する取組みとしております。

　最後に、脱酸素化サイクルの一部というのは、再エネ発電機器・蓄電池のリユース・リサイクル、カーボンニュートラル推進に不可欠な資源の回収ということで、直接的な削減効果ではなく、それらの事業を下支えするような取組みなどが考えられるとしております。ここはあくまで例示でございます。

　次に、「４）要件」についてです。

　「１）リサイクル施設」につきましては、公募要綱にかかる加点要素として考えております。これらの廃棄物に係る施設でないと応募できないというわけではなく、これらの施設に該当すると加点されるという考え方です。

　一方、この「４）要件」については、応募にあたっての必須の条件になると考えております。

　１つ目が、循環型社会形成推進基本法第２条第２項に定める「廃棄物等」の同法第２条第４項に定める「循環的な利用（再使用、再生利用及び熱回収）」に資する事業であること。

　２つ目は、廃棄物等の最終処分（埋立処分または海洋投入処分）のための処理のみを行う事業ではないこと。

　３つ目は、処理後の廃棄物等の資源としての循環的な利用先が定まっていること。

（研究開発・実証のための施設は、この限りでない。）

　最後に、本部会でもご意見があった周辺への環境影響を可能な限り回避・低減することを示しております。実際に公募要項を策定する際には、もっとたくさんの応募要件などがあるかと思いますが、今回、重要な要件のみ「４）要件」に示しております。

　次に「（４）立地後の進行管理」についてです。

　なお、本項目の上位の見出しが２０５０年と書いてあるため、プランの期間である２０４５年度までと分るように、見出しに括弧書きで期間を記載しております。

　管理方法ですが、立地事業者は事業開始前に自主管理目標（再生量等）を設定し、事業開始後はその達成状況を毎年度、管理指標（貸付面積を除く）と併せて府へ報告させることが適当である。

　府は、毎年度、立地事業者からの報告結果を評価、現地確認及びヒアリングを実施し、必要に応じて助言する等により、プランの目標達成に努めることが適当であるとしております。

　その管理指標ですが、事業の継続・発展の状況を確認するとともに、特徴を把握するため、次の項目内容を把握し、経年比較することが適当である。なお、管理指標の項目や算出方法は、関係する法令や計画、社会の変化に応じて、適宜見直しを図ることが適当であるとしております。

　管理指標なのですが、４つ設けております。

　１つ目が土地に関する事項、２つ目が、資源循環に関する事項、３つ目が、カーボンニュートラルに関する事項、４つ目が、経済効果に関する事項です。

　土地活用に関する事項は、いわゆる分譲率的なものですが、賃貸借契約を結んだ際に分かる内容なので、毎年の報告は求めません。

　資源循環に関する事項ですが、これまでも既存事業者に報告を求めていた内容を発生場所及び種類別に報告をお願いする形になるかと思います。

　カーボンニュートラルに関する事項については、本来CO2削減量を把握できる場合は良いのですが、ベースラインをどこに持って来るのかが難しいため、今回は、ひとまず排出量としております。ここでは、いわゆるScope1及び２を把握したいと考えております。

　最後に、経済効果に関する事項ですが、売上高・設備投資額・雇用人数を把握して、事業の経済効果を総量として把握したいと考えております。なお、自主管理目標については、「再生量等」としており、これは立地事業者自身で本管理指標のうち、自主的に設定してもらうものであり、契約後に項目も含め、大阪府と協議・調整の上、設定していただこうと考えております。ただし、再生量は必須にしたいと考えております。

　次に、６地域活動についてです。

　「（１）共生の森との連携」についてですが、現プランを継承し、堺第７-３区における「共生の森」と連携し、循環型社会形成のモデル地区形成を図っていくことが適当であるとしております。

　次のページをご覧ください。

　「（２）普及啓発」については、これまでの部会でご説明した内容とは変更はございません。

　「（３）その他」についてです。

　前回部会のご意見等を踏まえ、新たに項目を追加しております。

　地域循環共生圏の創造という視点も重要であることから、大阪府内（特に堺市内）で発生する廃棄物を地域資源として活用するために、府が府内市町村や排出事業者等と連携するなどし、事業者への廃棄物調達等の事業継続に係る支援を行うことが適当である。なお、販売の促進においては、２００４年より「大阪府リサイクル認定製品制度」を設けているとしております。

　次のページから参考ページ８までは、参考資料として、各事業者の取組み内容を記載しております。なお、内容については、当時のプラン内容から現在行なっている内容に変更しております。参考ページの９は、部会審議経過を参考ページ１０は委員名簿、参考ページ１１から１２は、諮問分を掲載しております。

　資料２－１につきましては、以上でございます。

　次に、資料２－２をご覧ください。

　こちらは資料２－１の概要版としてまとめたものであり、１２月の本審では、資料２－２、こちらで部会長よりご説明いただく予定です。

　構成としては、４つの項目に分けております。

　１つ目が、基本的事項、２つ目が、環境リサイクル産業を取り巻く現状、右側にいきまして、２０５０年に向けたエコタウン事業の展開、最後に今後のスケジュールという形で記載をしております。

　部会報告案の内容をまとめたものですので、説明は割愛させていただきますが、今後のスケジュールのところだけご説明させていただきます。

　今後、令和５年１２月下旬に環境審議会の答申をいただく予定でございます。その後、年明けに答申案を受けて、大阪府の方でエコタウンプランを改定いたします。その新しいプランに基づき、令和６年３月を予定していますが、第４回エコタウン事業推進部会を開催しまして、そこで公募要項及び選定基準を検討していただきます。それを元に、令和６年度に公募を行い、第５回エコタウン事業推進部会で応募事業者の選定をして、最終環境審議会への報告をしたいと考えております。なお、公募時期でございますが、現在、撤退を予定している事業者との撤退時期の調整をしておりまして、その時期によっては、公募時期が後ろにずれ込む可能性がございます。今のところは上半期を予定しております。

　議題２の説明は以上でございます。

○阪部会長　ご説明いただき、どうもありがとうございました。事務局から部会報告案についてご説明いただきましたが内容について、ご意見・ご質問をお伺いしたいと思っております。非常に大量なのですが、どこからでもご意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。島田委員、お願いいたします。

○島田委員　ありがとうございます。声は聞こえておりますでしょうか。

○阪部会長　はい、聞こえております。

○島田委員　部会報告案の３５ページを共有いただけますでしょうか。

　ここの要件のところです。この段階で重要な４点が書かれています。これがすべて満たしていることが条件だと理解してますので、「次のすべての要件」と明記した方がいいと思います。

　以上です。

○阪部会長　ありがとうございます。事務局、これについていかがでしょうか。

○事務局（山本）　おっしゃるとおり、「すべて満たすこと」と「かつ」でございますので、「次のすべての要件を満たすこと」というふうに修正させていただきます。ありがとうございます。

○阪部会長　ありがとうございます。では、善波委員、お願いいたします。

○善波委員　阪先生がパネリストで出られていた、１０月３０日の公認会計士協会のセミナーを聴講させていただきました。又、１月２４日のTKCでの、阪先生の３時間のセミナーを申込ました。阪先生はサステナビリティ基準委員会 Sustainability Standards Board of Japan）のメンバーであり、環境会計に精通されています。その方の前で、恐縮ですが、公認会計士協会で勉強しているので２点言わせていただきます。２０２６年ぐらいにカーボンニュートラルの会計基準が施行予定です。又、サステナビリティ全体の中では、次に重要なものとして、２０２９年とか、２０３０年施行を目標にしているのが、「人的資本」と「生物多様性」です。

1点目は、リサイクルというのは、プラスチックなどを海洋投棄しないということで、「生物多様性」に貢献できるので、もう少し全体的に「生物多様性」にも貢献するという文言があってもいいと思いました。カーボンニュートラルの次に作成される基準であることが決まっていて、３年後ぐらいには、大きな話題になってくるのが予想されるためです。

　2点目は、資料２－２に記載されていることについてです。「２０２１年パリ協定の１．５℃目標」という記載について、正確に調べて記載した方が良いと思います。私の記憶では、パリ協定は、２℃が目標で、１．５℃は努力目標だったはずです。パリ協定が２０２１年ではない点で誤記載です。２０２１年は、パリ協定ではなくて、イギリスの地名のついた協定で、この時に１．５℃を明確に目標にしたと記憶しています。パリ協定は２０１４年か２０１６年だったと記憶しています。この記載に「あれ」と思う人が出てくるのではないかという気がします。私も調べずに言って申し訳ないのですが、この箇所について、正確性を確保するため、調べて欲しいと言うことをお願いしたいと思います。以上です。

○阪部会長　ご意見、ありがとうございます。確かに、生物多様性は、文章ではほんの少しだけ述べられていて、あと、概要のところで緑色の左側の真ん中あたりに書いておられたのですが、この概要のところに書いている割には、文章のところは少ないという印象は、私も持ちました。あと、今のパリ協定は、パリ協定以降という「以降」という文字を入れられたのかと思います。事務局、いかがでしょうか。

○事務局（山本）　生物多様性をどのように取組むかということですが、まず、エコタウン自体がリサイクル施設、その関連施設を誘致していこうというものが柱でございますので、その中でどのように生物多様性を維持するか、実現進めていくかという、どういうふうに強調していくかという問題だと考えております。

　この取りまとめ案の中では、３６ページに地域活動のくくりの中で共生の森との連携、すなわちこれは堺第７－３区の中でエコタウンに隣接したところにある自然環境でございます。元々は廃棄物で埋めただけの土地であったところに、森として、苗木の植栽などをやって、現在は森と呼べるような自然環境ができているということで、そのようなところについては、今後、エコタウンの新規立地や事業継続などが、悪影響を及ばさないというところは、先ほどの３５ページの要件のところで、周辺への環境影響を可能な限り回避・低減することと書かせていただいておりまして、一応問題意識としては持っているというところでございます。その辺の表現が弱いというところにつきましては、今後、書きぶりはご相談させていただきたいと思います。

　それから温暖化の関係、パリ協定、COPとか、１.５℃、２℃、経過の絡みですが、すみません。私ども勉強不足のところも多々あろうかと思いますので、改めて阪先生などのご助言をいただきながら、文章の再確認、修正などさせていただきたいと思います。

○阪部会長　ありがとうございました。それでは、中村委員、お願いいたします。

○中村委員　私の方からは、確認になるのですが、今回のサーキュラーフィールドOSAKAに関わる説明があります。サーキュラーエコノミーといった場合には、必ずしも、途中でも説明があったかと思いますが、リサイクルだけでなく、リユース、リビルト、リファービッシュといったリサイクルの前段階での資源、ないしは製品の有効利用ということが一つ重要な論点として出されています。その関係でいくと、整備が望ましい施設ということで、すべてリサイクルという言葉でまとめきってしまって大丈夫なのかというのがあります。特に建設廃棄物とか、廃棄物というものになっているのはいいのですが、例えば３３ページの④にある使用済み太陽光パネルとか、廃棄衣類の場合だと、必ずしもリサイクルすることが望ましいのかという議論もあります。前回のところでもいくつかの事例とかがあったかと思いますが、太陽光パネルで使えるものについては、リユースするとか、ないしは一部取り出して、リペアしながら使うとか、廃棄衣類などについても、リユースや、場合によっては最近はアップリサイクルという言い方で、リメイク品を作ったり、そのようなことなども一つのあり方として提案されているというところがあります。それが４番目はリサイクルとはっきりと言ってしまっています。そうなると、リユースやリファービッシュ、リメイク、リペアなど、そういうことで有効利用していこうという施設の話がないかのようにも受け止められるのではないかと思っていまして、そのあたりサーキュラーフィールドという言い方をしているので、リサイクルといった限定した表現にしてしまって大丈夫なのかというのが少し気になったところです。これは整備が望ましいリサイクル施設という言い方についても、この表現でいってしまうと、循環型社会形成推進基本法に基づくリサイクル施設と受け取られてしまうのではないかということも気になります。今回の事業ではサーキュラー関係が含まれていますねということの確認、もう一つはもしそうであれば、少し誤解がないような表現に変更することは可能かどうかということの質問になります。

○阪部会長　中村委員、ありがとうございます。これも私も非常に気になったところです。中村委員、折角ですので、もしよろしければこのリサイクル施設に代わる何か良い言葉がありましたら教えていただきたいのです。

○中村委員　どう表現したらいいのかということもあるのですが、広く言うのであれば、「資源循環に貢献する施設」という言い方とか、ないしは「サーキュラリティに貢献する施設」とか、少し表現を広くとるというようなものもあるかなと思っております。その注意書きとして、「リメーク・リユース・リファービッシュ」というような、いわゆるヨーロッパでサーキュラーエコノミーパッケージ（循環型経済パッケージ）だと、確か、８Sという表現でされていたかと思いますので、その８Sの内容に類する言い方なのかと思います。すみません。曖昧な表現になっていますが、そのあたりのことが言葉として含まれれば良いのではないかと思っております。

○阪部会長　ありがとうございます。資源循環という言葉は、報告案などでもすでに使われている言葉ですので、非常にここにフィットするかと、私も思います。企業でもループを大きくするのではなく、できるだけ小さいループで回すことが、今おっしゃいましたような意図でされていますので、これについて事務局、いかがでしょうか。

○事務局（山本）　委員の皆様、ご指摘ごもっともだと思います。

　答申案の中身でいきますと、３３ページの一番下の四角のところ、④の分類でご意見をいただいておりまして、リユース需要が高いというところですが、この④のところでパネルと廃棄衣類につきまして、私どもお示ししましたように、事業者のヒアリングを行なっております。廃棄衣類とパネルについては、リユースも回しているということで、両者に共通していることとして、捨てる人は自分は不用だと思って、パネルですとか、衣類を事業者に引き渡しているわけですが、それを引き受けた事業者が何をやっているかというと、検品をやっているわけです。何のための検品かというと、リユースきるかどうかどうかの判断のための検品をやって、リユースできるやつはリユースして売ると、リユースできないやつは何らかのリサイクルをやって、別のものにしていくということでやっています。

　具体的にパネルでいきますと、ヒアリングした事業では、電気がちゃんと通るかどうか、発電ができるのかどうか、即ち、中古品として売れるかどうかというチェックを行なっていく、中身的にはそういうことですが、どういうことをやって、排出者が不用として出して、あるいは、事業者が引き受けたものをリユースに回しているか、それは重要なサーキュラーエコノミーにつながる行為ですので、そのような中身的な行為を表現の中に取り入れて、ちょっと修文していく方向で考えたいと思っております。

○阪部会長　どうもありがとうございます。

○事務局（田中）　事務局田中です。

　先ほど中村先生がおっしゃっていた、まさにリユースも含めるかというところは、今回、含めたいと考えております。それが表現が分かりづらいということであれば、リサイクル施設という名前を先ほどご提案いただいたような、資源循環に貢献する施設という形で書き換えると言うことも、事務局としても検討していきたいと考えております。

　ただ、今回、１）と２）をセットで分かるような形にしているといいますか、２）関連施設も含むとしておりますので、二段構えで分るような形にしているということなのですが、二段構えでなくて、最初にそれが分るように文章を表現するというのは大事なのかと思います。

　ただ、事務局としては、第７－３区を所有する私どもとしては、第１回、第２回の部会で申し上げたかも知れませんが、まだ府内で廃棄物処理施設というと、嫌悪施設ということですと、嫌悪施設ということでなかなか立地が難しいと、そのような困難性をこの第７－３区の土地では、それが貢献できるのかというところで、リサイクル施設としては誘致してあげることが、そのような事業者への支援になるのかというところで、リサイクル施設という、それを優先順位として確保しているというところが、事務局としては持っておきたいと思っております。

　以上です。

○阪部会長　はい、今の意図がよく理解できました。ありがとうございます。１）の認証をどうするかということを１）の方が、（１）のサーキュラーフィールドOSAKAにそのような書き方にしてもいいのかというふうに感じたところでございます。ありがとうございます。貫上委員、お願いいたします。

○貫上委員　ありがとうございます。４点ほどありまして、それほど大きな何ではないのですが、まず、１つ目は、１９ページを画面共有いただけませんでしょうか。

　図の４－１なのですが、４－１の上のところの文章で、この図は折れ線グラフの方で、１人当たりの排出量となって、全国と大阪府との比較、大阪府のデータには大阪市も入っていますよね。

○事務局（田中）　はい、入っております。

○貫上委員　入っていますよね。そうすると、特に大阪市の特徴としては、この上にあります白抜きの事業系可燃ごみ、一般廃棄物が多いというのが大きな特徴なのですが、これでいくと、折れ線グラフの方なのですが、かなり全国と近づいていて、ほとんど一緒になっていますよね。ここのところは、文章の方は、「大きく減少したが、常にまだ高い」という形で、結構マイナスの評価をされています。これはちょっといかがなものかと思います。特に大阪市などは、事業系可燃ごみ一般廃棄物の量が非常に多くて、全国に比べてかなり量が多いという話がポイントだったのですが、いわゆる生活系ごみの排出量はかなり工夫されているということで、皆さん頑張っていると言うことで、ほとんどマイナスの表現でなくて、大きく減少して、全国と同じ値、レベルになっているという方が、私はいいのではないかというのが１点です。

　すみません。全部ざっと申し上げさせていただきたいと思います。

　３６ページの方はいかがでしょうか。ここの管理指標のところなのですが、ブルーの表がありますが、業者さんはいろいろな品目を扱われるかと思いますので、当然ながら、品目ごとにということでいいのでしょうか。搬入量とか、減量化量とか、再生処分量とか、可能な範囲で品目ごとにそれを出してくれという、お願いするということでよろしいのですね。ここでは報告書であって、実際に業者が決まって、業者さんに対してこのような管理指標を求められるときには、もう少し細かな連絡事項などの話もあるかと思いますのですが、内容的には品目ごとという意識でいいかどうかという話がご質問ということになります。

　あと、１６ページなのですが、この図なのですが、対象となる堺第７－３区の土地利用状況なのですが、このエコタウンのエリアというのが非常に分りにくいのではないかと思います。正直言って、一次処分地のところだけですよね。未利用地と太字で書いてはいただいておりますが、二次処分地は今回対象外ですよね。もう少し工夫として、例えば分るような話、一次処分地だけであれば、上の一次処分地とか、二次処分地とかという話は関係なくて、一次処分地だけを強調するような形の表現がいいのではないかというのが３点目。

　４つ目が、文章の表現とか、いろいろこの間、てにをはとか直されるのだろうと思いますが、１８ページのところで、この下から６行目あたりに、循環経済工程表が策定されておりとか、このあたり表現が抜けていたり、あるいは２９ページの図がありますか。はっきり言って、文字が見にくいということがあって、細かいことで申し訳ないです。３１ページに⑤とありますが、前のページでも⑤があるので、多分、⑥のことかと思います。最終的には、てにをはとか、番号とか、最終チェックされるかと思いますが、今、気がついたところだけご指摘させていただきました。

　以上細かい点ばかりですみません。

○阪部会長　ありがとうございました。今、お答えいただけることだけお願いいたします。

○事務局（山本）　ページの若い順からいかせていただきますと、まず、１６ページの第７－３区土地利用状況の中の地図の中で、エコタウンのエリアが分りにくいと、二次処分地は対象外ですと、それはおっしゃるとおりでして、一次処分地の中にありますエコタウンのゾーンを対象にしております。この１６ページの地図の中でエコタウンのゾーンがどこかというのはちょっと分りづらいのですので、それは改善していきたいと思います。

　それから１８ページの一番下から６行目、策定されており修正させていただきます。

○貫上委員　すみません。てにをはとか、番号の話は結構ですので、それ以外のところで結構です。１９ページのところですね。

○事務局（山本）　１９ページのところは、おっしゃるとおり折れ線グラフが近づいておりますので、最近の状況も踏まえて、文章は修文させていただきます。

○貫上委員　プラスの評価の方がいいかと思います。あとは３６ページですかね。

○事務局（山本）　３６ページもおっしゃるとおりで、立地後の進行管理の考え方として記載しておりますので、実際に立地するときは、様々な廃棄物の分野、様々なリサイクル手法ということで、ここでは一般論的な書き方をせざるを得ないということで、可能な限りリサイク事業の中身を定量的に把握できるような種類の設定を実際の立地後の進行管理についてはやっていくということでございます。

○貫上委員　内容とか、実際に提出していただきたい数字というものは、品目ごとという形で要求されるという認識でよろしいですよね。

○事務局（山本）　はい、立地する事業者の内容に応じてできるだけ詳細に分かるように進行管理をやってまいります。

○貫上委員　わかりました。結構です。

○阪部会長　詳細にご確認いただきまして、ありがとうございました。それでは、島田委員、お願いいたします。

○島田委員　はい、ありがとうございます。２度目の発言です。先ほど中村委員と阪部会長のコメントに関わって、改めて非常に大切なところだと思いました。

３４ページの（３）の1）と２）ですが、こちらの整備をどのようにするのかというところは、部会なり、あるいは府の行政の方針としてすごく大切ですし、公募するにあたって、加点評価すると先ほど説明にありましたので、今後どういった施設を優先的に加点していくかというところにも関わるかと思います。そのような意味で、先ほど大阪府さんからのご説明にあったように、なかなか内陸で立地しにくいようなリサイクル施設をここに誘致したいという行政的な狙いはよく分かります。

一方で、１回立地すると、おそらく１０年、２０年と操業することが想定されます。これからのサーキュラーエコノミーの時代に、（２）という関連施設の重要性が高まってくる中で、現在のプライオリティ付け、（１）はリサイクル施設が第１プライオリティで、（２）は第２プライオリティで、施設を誘致する方針でいいのかという論点もあろうかと思います。そういう意味では、この部会として、今後、選定基準とか、加点のあり方とか、議論に入る前にそのプライオリティ付けの合意をしておく必要があるかと思います。

私自身、どちらがいいのかは、今の時点での結論は持ち合わせておりません。

○阪部会長　ご意見いただき、ありがとうございます。これは非常に重要なポイントかと思いますのと、関連させて私も申し上げようと思っていましたのが、この名称ですね。サーキュラーフィールドOSAKAということにする場合に、もう少し書きぶりの中でサーキュラーという言葉を出してきたらいいのかと思います。例えば概要のところですと、左側の真ん中の購入のところで、環境・リサイクル産業を取り巻く現状というのを書いていただいております。他のところだと、４章のあたりだと思います。ここを例えばリサイクル産業でなく、サーキュラーの意味の入った循環型社会とか、循環経済とか、サーキュラリティとか、自然循環とか、そのような言葉に変えて、部会報告の目次でも、サーキュラーとか、循環というのが、もう少し前に出てくるようにした方が、サーキュラーフィールドOSAKAという提唱されている名称にも納得いただけるのではないかと思っていたところなのですが、今のところも含めて、持って行きかたですよね。どうしたらよろしいでしょうか。大阪府のご意見、ご意向というのもお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○事務局（山本）　確かに、サーキュラーフィールドOSAKAという名称に今後なっていきますので、それに至る背景として、現状どのように認識していくかということになりますので、概要の資料でいきますと、左半分の中程の現状、地球規模から国内の動きまでまとめているところ、小見出しが、「環境リサイクル産業取り巻く現状」ということで、間違いではないのですが、サーキュラーフィールドOSAKAにつなげるために、委員がおっしゃいました循環経済とか、資源循環、サーキュラーエコノミーに関連した動きとか、そこら辺の小見出しの書き方も工夫していこうかと考えております。

　また、島田委員のご指摘でございますが、どのような施設を選んでいくかというところでリサイクル施設が優先で、関連施設もあるよという書き方になっていますが、今後、最終的には、公募要項・選定基準を議論していく中でも出てくる問題かと思います。

　私、先ほど申し上げました太陽光パネルにしても、廃棄衣類にしても、ヒアリングした事業者は、いわゆるリサイクルもやっているし、リユースもやっているということで、同じ事業所の中でやっておりますので、実際に選定する場合には、今後そのような事業者も出てくると思いますので、選定についてどこら辺に重きをおいて加点をやっていくかというところで、また、いろいろご意見いただくことになろうかと考えております。

○阪部会長　ありがとうございました。そうすると、加点の議論については、もう少し先になるのでしょうか。

○事務局（山本）　はい、今後の審議のスケジュールですが、本日の第３回までで今後のエコタウン事業のあり方を取りまとめていただいて、来年３月頃に予定しております第４回部会で公募要項・選定基準をご議論いただくということにさせていただいております。

○阪部会長　ありがとうございます。今回、書きぶりとしては、サーキュラーとか、循環型社会というものをもう少し目立つ形にしていただいて、細かい加点の部分については、今後、また、議論させていただくというような方向性でよろしいでしょうか。もし、これについてご意見等ございましたら、お願いいたします。

　はい、島田委員、お願いいたします。

○島田委員　ありがとうございます。もし、その方向にするのであれば、（１）と（２）の区別も含めて、全部書き直す必要があります。（１）リサイクル施設、（２）関連施設という書き方は、今のご説明の方向でいくのであれば適切でない分類だと思います。

○阪部会長　はい、ありがとうございます。そのとおりと思います。ですのでリサイクルの言葉をもう少し資源循環に関連する施設などにしていただいて、関連という言葉は、R＆Dや上流下流もありますので、そのままにしていただくという感じかと思います。

　他に委員、あるいは事務局から何かございましたらお願いいたします。

○事務局（山本）　今、いただいたいろいろな意見をできるだけ反映する方向で、最終文言はご相談させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○阪部会長　ありがとうございます。他に委員の皆様方から、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

　それでは、結構見方が変ってくる部分などもあるかと思いますので、ご意見を踏まえてまずは事務局と私とで相談の上、報告書案修正させていただいて、もう一度委員の先生方にご確認いただいた方がよろしいかと思います。いかがでしょうか。事務局、いかがですか。

○事務局（山本）　事務局はその方向で対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

○阪部会長　はい、どうもありがとうございます。それでは、再度、委員の皆様方にお送りして、ご確認いただいて、最終の文章、内容を作成していきたいと思いますので、お願いいたします。また、修正にあたって、追加のご意見等ありましたら、いつもまでにいただく形にすればいいのでしょうか。委員の皆様に再度ご確認いただくのにちょっと時間が必要かと思いますので、その前ということになりますと、いかがでしょうか。

○事務局（山本）　事務局としては、目安としまして一週間ほどということで、来週末の１２月８日の金曜日までにご連絡いただけたらと思っております。

○阪部会長　ありがとうございます。では、今、おっしゃっていただいた１２月８日の金曜日までに追加のご意見等ございましたら、大阪府へ送っていただけますよう、お願いいたします。

　それでは、全体通して何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

　はい、ありがとうございます。では、これをもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。委員の先生方には、部会の円滑な運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。それでは、事務局にお返しいたします。

○事務局（山本）　阪部会長、どうもありがとうございました。委員の皆様方には、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。また、オブザーバーとして、この間、部会にご参画いただきました堺市環境事業管理課様、環境対策課様にも御礼申し上げます。なお、部会報告案は、１２月下旬の大阪府環境審議会の本震審において、部会長からご報告いただき、答申をいただく予定です。その後、答申を受けまして、大阪府として、エコタウンプランを改定し、来年３月の第４回部会において、公募要項及び選定基準に係る審議をしていただきます。引き続き委員の皆様方には、よろしくお願いいたします。

　それでは、閉会にあたりまして循環型社会推進室長の柏木よりご挨拶申し上げます。

○事務局（柏木室長）　大阪府循環型社会推進室長の柏木でございます。

　３回にわたりましてこの部会でご審議いただき、どうもありがとうございました。まだ若干文言の修正、資料の修正等がございますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

　去る１１月の大阪府議会におきましても、このエコタウンが取り上げられております。環境産業は、今後、大阪経済を支える柱の一つとして期待されているということです。エコタウンにつきましては、有効活用を一層進めて、民間企業の立地を促進するようにというご指摘を受けております。私ども大阪府といたしましても、今回の部会報告を踏まえまして、サーキュラーエコノミーへの移行に向け、サーキュラーフィールドOSAKAを活用し、企業立地を図ってまいりたいと考えてございます。

　また、委員の皆様には、年明け３月には、第４回部会ということで、事業者公募に向けた公募要項作成等につきまして、ご審議を引き続きお願いしたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

　最後にあたりまして、皆様、お忙しい中、活発なご審議をいただきましたこと、熱く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

○事務局（山本）　次回、第４回部会は、別途ご案内させていただきますが、３月５日にオンラインでの開催を予定しております。公募に関する内容を審議するため、非公開での開催となります。年度末のお忙しい中、誠に恐縮ですが、ご出席いただきますよう、お願いいたします。

　それでは、以上で、本日の部会を終了させていただきます。

　皆様、長時間ありがとうございました。

（終了）